

公益社団法人西部海難防止協会 理事長 の選考経過及び任命理由

当協会の目的は、本会は、九州、沖縄及び山口県の沿岸及びその付近水域における海難の防止に関する事項の調査研究、周知宣伝その他海難防止に関し必要な事業を行い、もって海上交通の安全に寄与することであり、平成25年4月1日に公益社団法人として内閣府の認定を受けています。

そうした組織にあつて、理事長としての職務内容は、代表理事の一人として会長を補佐し当協会の業務全般を処理していくことであり、組織の経営、財務、人事管理に関する十分な知識と能力はもとより、理事会を代表して他機関との業務遂行にあたっては高度な調整能力が求められ、行政機関など公的な組織との業務調整については、特に高い調整能力が求められます。

また、海難の防止に関する事業を行うことから海事関係法令の知識はもとより船舶職員としての実務経験を有し、海上を熟知していること、更には、船舶航行安全に関する業務経験を有していることが不可欠となっています。

今回の理事長の選考に当たっては、中嶋哲雄氏について当協会に設置した役員候補者評価委員会による書類審査及び面接審査を行い理事長として適任であるとの評価を受けたことから総会において同氏を理事に選任し、その後、理事の互選により理事長に選任したところです。

中嶋理事長候補は、令和4年6月から令和7年6月まで当協会専務理事として当会の業務を的確に執行し組織の運営を適切に行ってきました。

また、過去には、海上保安部長、管区海上保安本部長として、組織運営の経験のほか、海上勤務の乗船経験を有し、更には港長として航行安全業務等にも精通するなど、当会の理事長に必要とされる能力、経験が十分に備わっており、かつ、管区海上保安本部長としての高い見識と海上交通の安全に寄与するという目的意識と意欲を併せ持っており、当協会の理事長として相応しいと判断されました。